

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター(廃止措置中)
平成28年度(第1回)保安検査報告書

平成28年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要

- (1)保安検査実施期間
- (2)保安検査実施者

2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの 設備及び廃止措置概要

3. 保安検査内容

4. 保安検査結果

- (1)総合評価
- (2)検査結果
- (3)違反事項

5. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成28年5月23日(月)

至 平成28年5月27日(金)

(2) 保安検査実施者

敦賀原子力規制事務所

原子力保安検査官 木村 隆一

原子力保安検査官 篠川 英利

原子力保安検査官 北嶋 勝彦

2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの設備及び廃止措置概要

| 出力 (万 kW) | 運 転 期 間 | 廃止措置状況等 |
|---------------------------------|--|--|
| 熱出力 55.7 電気出 力 16.5 | 運転開始: 昭和54年3月20日 運転終了: 平成15年3月29日 | ① 使用済燃料保管量(平成28年5月23日現在) MOX燃料:424体 UO ₂ 燃料: 42体 合計 :466体 ②炉心燃料取出: 平成15年4月7日~平成15年8月13日 ③使用済燃料搬出作業 (空容器受取検査~船積み): 平成19年4月16日~平成19年5月13日 平成19年6月4日~平成19年6月29日 ④施設定期検査: 平成27年9月1日~平成28年1月26日 |

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線の検査項目は保安検査実施方針に基づく保安検査項目である。)

- ① 不適合管理等の実施状況
- ② 放射性固体廃棄物管理の実施状況
- ③ 緊急作業従事者の選定等に係る実施状況
- ④ 放射性気体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2)追加検査項目

なし。

4. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の検査においては、放射性固体廃棄物管理の実施状況及び緊急作業従事者の選定等に係る実施状況等を検査項目として検査を実施し、保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況についても、事業者から管理状況の聴取及び記録の確認、中央制御室の巡視等を行った。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

なお、「アスファルト固化体ドラム缶底部からの漏えい」に係る対応については、平成27年度第4回保安検査に引き続き、放射性固体廃棄物管理の実施状況の検査項目の中で確認した結果、「アスファルト固化体ドラム缶水分除去検討に係る実施要領(運転データ等による残留水分有無の選別)」が作成され、平成28年2月から3月末にかけて運転データ等による残留水分有無の選別確認が行われ、約6割のアスファルト固化体ドラム缶に水分が残留する可能性が高いことが確認された。

今後、さらに水分が残留する可能性の高いとした約6割のアスファルト固化体ドラム缶の調査を行うため、今年度はドラム缶上蓋開放による残留水分有無の調査が計画されていること、また、昨年度から引き続き行われているビニール袋で養生されたアスファルト固化体ドラム缶全数をボックスパレットへ収納する作業が平成28年度末まで実施されることから、今後も継続して、それらの調査管理状況を確認していく予定である。

(2)検査結果

1)基本検査結果

①不適合管理等の実施状況

平成27年度第4回保安検査にて、データ収集用計算機の故障によって要求事項が満足されない状況になったにもかかわらず、故障票が発行されなかったという不適合処置内容を確認したが、その後、再発防止のための是正処置の実施状況について確認をした。

また、平成27年度第4回保安検査以降に発生した「廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタ指示不良」等の不適合事象の処置状況についても確認した。

ア「プラントデータ収集システムハードディスク故障について」の是正処置状況

プラントデータ収集システム(以下、「FDAS」という)は、収集したデータを福井県環境放射線監視テレメータシステムへ送信するものであり、「保守管理要領」においてデータ収集機能が要求されており、そのため2台の計算機用ハードディスクに同じデータを入出力するミラーリング機能により、要求機能を維持している。

平成27年11月、データ収集用計算機ハードディスクの故障によって、「保守管理要領」に基づく要求事項が満足されていない状況になったにもかかわらず、故障票が発行されずに修理が行われ「不適合管理手順書」に基づく不適合管理がなされていなかった事象に対して、当該不適合事象は再発防止の観点からは是正処置等が必要と判断されたことから、その是正処置

状況について確認した。

原因調査の結果、FDASは2台のハードディスクにてミラーリング運用しており、そのうち1台が故障しても福井県環境放射線監視テレメータシステムへのデータ送信機能は維持され、FDASが要求されている機能は喪失していないと判断したことから故障票の発行は不要と判断したこと等が原因と考えられ、是正処置として「作業手続取扱手順書」に「保守管理要領」で定める原子力施設の点検計画(表-5)で定めた設備・機器等の記載が追記され、故障票を発行する必要がある施設及び故障と判断される場合の明確な考え方が記載され改訂されていることを「是正処置計画書」、「是正処置報告書」、「作業手続取扱手順書」等にて確認した。

さらに、担当部署である設備保全課の課内マニュアルには、ハードディスクのミラーリング機能が損なわれた場合は、故障票を発行し必要箇所に連絡すること等が追記され、設備保全課員に対し、当該不適合の是正処置についての経緯を周知し、手順書等の改訂概要に係る周知教育が行われたことを「設備保全課 定例課内会議議事録(平成28年度3月度)」、「ふげんデータ収集装置(FDAS)取扱マニュアル」にて確認した。

イ 「廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタ指示不良について」の不適合管理状況

廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタは、排気筒から放出される放射性気体廃棄物のトリチウムをモニタリングしているもので、平成28年2月14日、廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタ指示値が記録計下限値($7.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$)から $4.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ の間で頻繁にハンチングし通常の指示値が示されていないという不適合が確認されたことから、故障票が発行され故障標識により識別が行われ警報バイパスが実施された。さらに仮設のトリチウムモニタを設置し遠隔にて指示値の確認及び警報表示、警報音の確認ができるようWEBカメラ及び集音マイクが設置され代替処置が行われたことから、その後の処置状況について確認をした。

原因調査の結果、事象が発生した当時の気象状況は、例年に比べて気温(約16度)と湿度(約90%)が高く、廃棄物処理建屋の壁面及び床面には結露が発生しており、前日から急激に上昇した周辺環境の気温と湿度に装置の温度が追従できず、検出器が冷えた状態のまま温度と湿度の高いサンプリングガスが流入したため、検出器内に結露が発生したものと推察された。

これらのことから、検出器内に発生した結露により、集電極と周辺部品を絶縁する高絶縁体に電氣的リーク(ショート)が発生したことが原因で指示が不安定となったと考えられたことから、是正処置として、当該トリチウムモニタの検出器が設置されているサンプリングラックに囲いを設け、検出器の仕様で要求される温度(0~40度)、湿度(10~80%)を保てるように電気ヒータで暖房を実施することとし、その運用については気温が下がる11月から3月までの期間と定め、その期間の電気ヒータの運転管理、動作状態については定期的に確認するとしたことを改訂された設備保全課月例点検マニュアル「放射線監視装置点検マニュアル」、「是正処置報告書」、「技術検討会議事録」等にて確認した。

ウ 平成27年度第4回保安検査以降に是正処置が行われた不適合事象について

前回の保安検査以降から発生した不適合事象のうち是正処置が行われたものは3件で、そのうち2件は「固体廃棄物処理建屋換気系冷却塔冷却コイルの凍結による破損について」等、冬期の気温低下による凍結等が原因による不適合事象であり、再発防止の観点から凍結防

止対策の是正処置が行われたことを「是正処置報告書」、「技術検討会議事録」等にて確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②放射性固体廃棄物管理の実施状況

平成27年3月、固体廃棄物貯蔵庫に保管中のアスファルト固化体ドラム缶の一部が内部から腐食し、汚染のおそれのない管理区域にて内容物が漏えいした事象（測定結果は、法令報告基準（ $3.7 \times 10^6 \text{Bq}$ ）以下）について、平成27年度第4回保安検査以降の対応状況を確認した。

また、放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理のうち、不燃性固体廃棄物管理の実施状況についても確認した。

ア「アスファルト固化体ドラム缶底部からの漏えい」に係る対応について

平成27年3月に発生したアスファルト固化体ドラム缶（以下、「ドラム缶」という）底部からの漏えいに係る対応については、平成27年度第4回保安検査において、水分の残留するドラム缶の選別方法及び水分が残留するドラム缶からの水分除去方法等について検討処置することが「廃棄物管理要領」に規定されることを確認した。今回は「廃棄物管理要領」に基づいた基本計画に従い、水分の残留するドラム缶の調査が平成28年2月から開始されていることから、その実施状況を確認した。

運転データ等による残留水分有無の選別調査については、「廃棄物管理要領」に基づき策定された基本計画「アスファルト固化体ドラム缶水分除去基本計画」に従い、実施要領「アスファルト固化体ドラム缶水分除去検討に係る実施要領（運転データ等による残留水分有無の選別）」が作成され、平成28年2月から3月末にかけて運転データの確認、選別が行われ、約6割のドラム缶に水分が残留する可能性が高いことを「アスファルト固化体ドラム缶水分除去検討に係る報告（運転データ等による残留水分有無の選別）」により確認した。

また、運転データ以外による水分の残留するドラム缶の選別調査については、今回行われた運転データ等による残留水分有無の選別調査から、水分が残留する可能性の高いとした約6割のドラム缶について、今後の調査として三つの検討項目を設定し、一つ目の検討項目は、ドラム缶上蓋開放により残留水分有無の判断について、今年度上期に計画を策定し下期に実施する予定であること、二つ目の検討項目である非破壊による検討及び三つ目の検討項目であるボーリングによる検討については、現在、検討事項に係る情報収集が行われており、平成29年度以降に計画する予定であることを確認した。

さらに、今後、三つの検討項目により調査選別された水分が残留する可能性の高いアスファルト固化体からの水分除去の検討及び平成28年2月から3月末にかけて行われた運転データ等による残留水分有無の選別調査結果から、残留する可能性が低いとした約4割のドラム缶の残留水分確認については、製造年代、運転データ等によりグルーピングを行い、それぞれのグループから数サンプルをボーリング方法等によって残留水分有無の確認を行う計画を検討する予定であることを「アスファルト固化体ドラム缶水分除去基本計画」により確認した。

一方で、保管されているドラム缶の漏えい防止対策については「アスファルト固化体ドラム缶漏えい対策作業要領書」に従い、養生したドラム缶を4本単位で別容器のボックスパレットに収

納する作業を平成28年1月28日から開始し、3月29日に平成27年度に計画したドラム缶784本の収納作業を終えたことを「アスファルト固化体ドラム缶漏えい対策作業報告書(オーバーパックへの収納作業)平成27年度実施分」、「アスファルト固化体ドラム缶収容容器管理台帳」により確認した。

また、残りのドラム缶1220本を収納する容器(オーバーパック)を製作中であることを「一般契約請求書(アスファルト固化体ドラム缶収容容器の製作)」により確認し、平成28年度下期から容器への収納作業を開始し平成28年度末に終了する予定であることを確認した。

イ 「不燃性固体廃棄物管理の実施状況」について

不燃性固体廃棄物の管理計画については、「廃棄物管理要領」に基づき平成27年度の実績、平成28年度及び平成29年度の計画について廃棄物管理計画が作成され、保安主任者等の確認を受け、所長の承認が得られていることを「承認書 平成28年度廃棄物管理計画の設定」、「平成28年度廃棄物管理計画における年度目標値設定(エンジニアリングシート)」、「平成27年度廃棄物管理報告(第4四半期)」により確認した。

不燃性固体廃棄物は、「廃棄物管理要領」及び「固体廃棄物管理手順書」等に基づき、金属類、コンクリート等に分別処理が行われ、制御棒については、使用済燃料に影響を与えないように使用済燃料貯蔵プール内に貯蔵し管理されていることを「制御棒、遮へいプラグ等のラック収納状況(平成20年12月16日)」により確認した。

さらに、金属類は仕分・切断処理後、ドラム缶等の容器に封入し、コンクリートはドラム缶等の容器に封入し、共に固体廃棄物貯蔵庫へ保管されていること、また、「廃止措置計画」に定める放射能レベル別の区分・管理については、「固体廃棄物管理マニュアル」に基づき放射能レベル区分を行い、それぞれのレベル別のドラム缶等に混在しないよう充填し封入された容器に、それぞれのレベル区分が表示されていることを「固体廃棄物管理票(不燃)」、「固体廃棄物管理台帳(不燃)」等により確認し、その管理台帳等と照らし合わせながら固体廃棄物貯蔵庫の現場確認を行い適切に標示保管されていることを確認した。

不燃性固体廃棄物の保管状況の確認のうち、固体廃棄物貯蔵庫においては、巡視手順書に基づき、1ヶ月に1回の特別巡視が行われていることを「第1固体廃棄物貯蔵庫(貯蔵室)特別巡視記録(1回/月)」、「第2固体廃棄物貯蔵庫(貯蔵室)特別巡視記録(1回/月)」にて確認し、また、固体廃棄物貯蔵庫及び一時保管区域の保管量については、月ごとに「固体廃棄物貯蔵庫・一時保管区域管理月報」が作成され、把握・管理されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

なお、今後、水分が残留する可能性の高いとした約6割のドラム缶のさらなる調査として、三つの検討項目が設定され、特に今年度上期には、一つ目の検討項目であるドラム缶上蓋開放により残留水分有無の判断を行う計画を作成し、下期に実施することが計画されていること、また、昨年度から引き続き行われているビニール袋で養生されたドラム缶をボックスパレットへ収納する作業が平成28年度末までに実施されることから、今後も継続して、それらの調査管理状況を確認していく予定である。

③緊急作業従事者の選定等に係る実施状況

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の一部改正が公布されたことに伴い、緊急作業に係る保安規定の変更が行われ平成28年4月1日から施行されたことから、緊急作業従事者の選定及び緊急作業従事者の線量管理等の対策が保安活動に適切に反映され、緊急作業に従事させるための要員を選定し教育等が適切に行われているかを確認した。

ア 緊急作業従事者の選定について

緊急作業従事者の選定については、「非常時の措置要領」及び「非常事態対応手順書」に基づき、以下の(ア)から(ウ)の教育・訓練等を実施後、所長の承認を得て選定されていることを「承認書 緊急作業従事者の選定について」により確認した。

(ア)緊急作業についての教育受講及び緊急作業に従事する意思表示について

教育に関しての計画は、「非常時の措置要領」及び「教育訓練手順書」に基づき、教育の実施時期が計画されていることを「平成27年度教育訓練計画の改訂(改訂1)について」等により確認し、緊急作業の具体的な教育方法と時間数等については、「非常事態対応手順書」に定められている緊急作業従事者の教育実施方針に従い適切に学科教育が行われたことを「報告書 緊急作業従事者の特別教育の実施結果について」、「緊急作業特別教育学科教育テキスト」等により確認した。

また、「非常事態対応手順書」に申し出る書面を定め、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長へ書面にて申し出ていることを「緊急作業に従事する旨を申し出る書面」及び「供覧書 原子炉廃止措置研究開発センターの緊急作業に従事する放射線業務従事者の申し出について」にて確認した。

なお、申し出を撤回する場合は、「緊急作業に従事する旨の撤回を申し出る書面」にて理事長へ提出することを「非常事態対応手順書」に定めていることを確認した。

(イ)緊急作業についての訓練受講について

緊急作業の訓練については、緊急作業の方法及び緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いについて、「非常時の措置要領」及び「非常事態対応手順書」に従い緊急作業従事者の教育実施方針に従い適切に実技教育が行われたことを「報告書 緊急作業従事者の特別教育の実施結果について」により確認した。

また、緊急作業の教育及び訓練の実施にあたり、「業務連絡票」を用いて日程、対象者、教育科目及び時間数等が所内に周知され、講師の選定については、「非常事態対応手順書」に定められている講師の要件を満たした管理職が行っていることを「業務連絡票 緊急作業従事者の指定等に関する保安規定変更に伴う改正教育及び緊急作業従事者の特別教育について」により確認した。

(ウ)実効線量250mSv を線量限度とする緊急作業従事者が原子力防災要員等であることの確認について

緊急作業従事者については、「非常事態対応手順書」に従い、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画の体制のうち、原子力防災要員(放射線管理班員、施設班員、補修班員)、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者から選定されていることを「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災計画に定める原子力防災要員の職務と配置」、「原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書」によ

り確認した。

イ 緊急作業従事者の線量管理等について

緊急作業従事者が、緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するための措置管理について、以下の三項目を確認した。

(ア) 緊急作業に従事する期間中の被ばく線量管理について

緊急作業に従事する期間中の被ばく線量管理については、「放射線管理要領」に基づき、緊急作業期間中の実効線量及び等価線量を「緊急作業従事者の線量評価結果」に記録、評価し、線量限度を超えないように管理することが定められていることを確認した。

また、その記録管理については、「放射線管理要領」に基づき、放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の線量及び当該年度を含む5年線量管理期間(5年毎に区分した各期間)の集積線量を「緊急作業従事者の5年間の累積実効線量記録」に記録し保管することが定められていることを確認した。

(イ) 施設状況及び作業内容を考慮した放射線防護措置について

緊急作業従事者が緊急作業に従事するにあたっては、施設の状況及び作業内容を考慮して、放射線防護マスク着用等の放射線防護措置を講じることを「放射線管理要領」に定め、「非常事態対応手順書」に必要な防護資機材の名称等を定め、「非常時の措置マニュアル」及び「管理区域出入域管理マニュアル」に基づき、それらの点検が実施されていることを「呼吸保護具点検結果報告(6カ月点検)」にて確認し、必要な放射線防護具類及び放射線計測器が常に使用可能な状態に整備し確保されていることを放射線防護具保管現場にて確認した。

(ウ) 緊急作業期間中等の健康診断について

緊急作業期間中等の健康診断については、「非常時の措置要領」に本部長が健康診断を総務班長(管理課長)に行わせることを定め、緊急作業従事者の被ばく線量の状況に応じて電離放射線障害防止規則第56条の2等に基づき、「緊急作業従事者に係る電離放射線健康診断」が行なわれることを「原子力発電所等における労働災害等による傷病者の診療に関する覚書」等により確認した。

また、今後より確実に対応できるようにするためにマニュアルが整備中であることを「放射線業務従事者に対する電離放射線健康診断実施マニュアル(制定途中文書)」により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

④放射線気体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物について、放射性物質放出量を測定し記録管理がなされる一連のプロセスが適切に行われているかを確認した。

また、放射性気体廃棄物の廃棄施設である排気口(主排気筒等)及び放射線管理施設(主排気筒モニタ等)に係る保守管理が適切に実施されているかを確認した。

ア 放射性気体廃棄物の測定状況について

放射性気体廃棄物の放出管理については、「放出管理手順書」に測定、評価について規定

されており、測定については、「放出管理マニュアル」及び「排気筒サンプリングマニュアル」等に従って、主排気筒においては、主スタック小屋の各サンプリング装置から、廃棄物処理建屋排気筒においては、廃棄物処理建屋内の各サンプリング装置から、約1週間連続でサンプリングを行った試料の採取（排気筒ダスト、よう素サンプリングラックからよう素及びダストフィルターの交換作業、トリチウム試料採取用凝縮装置から凝縮水の回収作業等）が行われ、採取した試料を、放射線計測室及び放出管理室にて Ge 半導体検出装置及び液体シンチレーション計数装置等を使用し測定が行われていることを作業現場に立会い確認した。

なお、主排気筒から放出される放射性希ガスについては、主排気筒ガスモニタ及び放出管理システムにより評価計算がなされ、1時間の平均濃度が全て検出限界濃度未満であることが確認されていることを「主排気筒希ガス放出管理記録」により確認した。

今回、週1回行われる試料採取から測定までの作業現場に立会いをした中で、主排気筒、廃棄物処理建屋排気筒から放出されるトリチウムについては、サンプリング当日に測定した結果をもとに1週間の平均濃度が算出され、通常濃度に比べて有意な変動がないことの確認がなされていることを「排気筒からの週間トリチウム放出濃度評価結果(速報)」により確認した。

また、各排気筒における空気中の放射性物質の3ヶ月平均濃度及び累積放出放射エネルギーが評価され、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を下回っていることが確認されていることを「主排気筒における放出放射性物質測定結果」、「廃棄物処理建屋排気筒における放出放射性物質測定結果」により確認した。

さらに、放出放射エネルギー等の評価として、四半期毎の各排気筒における空気中放射性物質濃度の平均濃度が、法令に定める濃度限度を下回っていることの確認がなされ、その評価結果について保安主任者等の確認を受けた後、「品質記録管理要領」に従い記録が保存されていることを「放射性廃棄物放出管理記録」により確認した。

イ 保守管理について

放射性気体廃棄物の廃棄施設である排気口（主排気筒等）及び放射線管理施設（主排気筒モニタ等）の保守管理については、「保守管理要領」の点検計画に検査試験又は点検項目、機能維持方法、実施頻度等が定められ、その点検計画に基づき、点検時期を定めた「施設保全計画」が策定され、各設備ごとの「一般点検要領書」に従い点検が行われ、点検結果の内容が「保守管理記録」に記録されていることを「承認書 平成28年度施設保全の策定」、「主排気筒一般点検要領書」、「保守管理記録 主排気筒一般点検」等にて確認をした。

また、一般点検結果を基に「保守管理要領」に規定する各設備・機器が要求される機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために「検査及び試験の管理要領」に基づき、課内検査を年1回の頻度で行うこととし「課内検査要領書作成マニュアル」に従い作成された「課内検査要領書」にて検査が行われ、その結果である課内検査成績書を「検査及び試験の結果の記録」に記録し評価確認されていることを「課内検査要領書 主排気筒」、「課内検査成績書 主排気筒」等により確認した。

放出管理用の分析用放射線測定装置の保守管理については、今回、作業現場に立会いをした際、試料測定に使用された機器（Ge 半導体検出装置、液体シンチレーション計測装置）に主眼を置いて確認したところ、前述の放射線管理施設（主排気筒モニタ等）と同様に「保守管理要領」の点検計画が定められ、点検時期を定めた「保全計画」が策定され、点検結果の

内容を「保守管理記録」に記録されていることを「承認書 平成27年度原子力施設の放射線計測器類年度保全計画」、「保守管理記録 Ge 半導体検出装置の一般点検 (Ge-2)」、「保守管理記録 液体シンチレーション計測装置の一般点検」等にて確認した。

また、課内検査についても検査が行われ、「検査及び試験の結果の記録」に記録し評価確認が行われていることを「課内検査要領書 液体シンチレーション計測装置」、「課内検査成績書 液体シンチレーション計測装置」等により確認をした。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査結果

なし。

(3) 違反事項

なし。

5. 特記事項

なし。

保安検査日程

| 月 日 | 5月23日(月) | 5月24日(火) | 5月25日(水) | 5月26日(木) | 5月27日(金) |
|-----|--|--|--|--|---|
| 午 前 | <ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室他の巡視 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ◎不適合管理等の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ◇放射性気体廃棄物管理の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ◎放射性固体廃棄物管理の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取及び記録の確認 ●中央制御室の巡視 ○緊急作業従事者の選定等に係る実施状況 ◎放射性固体廃棄物管理の実施状況 |
| 午 後 | <ul style="list-style-type: none"> ◎不適合管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ◎放射性固体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ◇放射性気体廃棄物管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急作業従事者の選定等に係る実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急作業従事者の選定等に係る実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 |

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等